

部活動の地域連携・地域展開

■ 部活動を取り巻く課題

- 少子化による部員減少 ⇒ スポーツ・文化芸術活動の機会の確保
- 教員の多忙な勤務状況 ⇒ 働き方改革の推進
- 専門性や意思に関わらない指導体制の限界 ⇒ 多様な指導者の確保



＜部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン＞
（文部科学省：R7.12）

■ 方針

- ＜休日の学校部活動＞ 原則すべて地域展開をめざす。
- ＜平日の部活動＞ 地域の実情に応じて段階的・柔軟に対応する。

■ 改革期間

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
「改革実行期間」（前期）			「改革実行期間」（後期）		

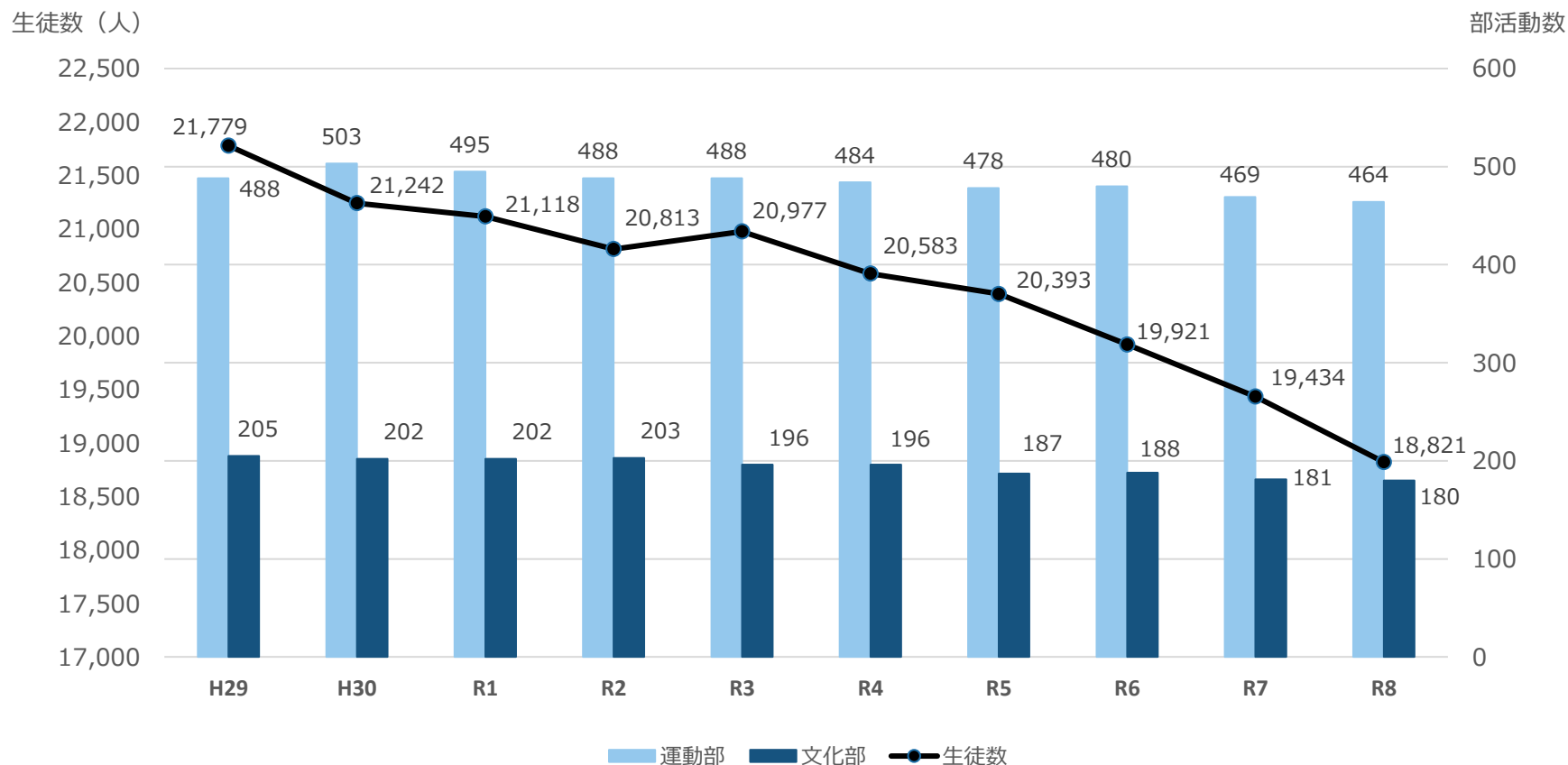


中間評価

■堺市の改革実行期間中の取組概要・スケジュール

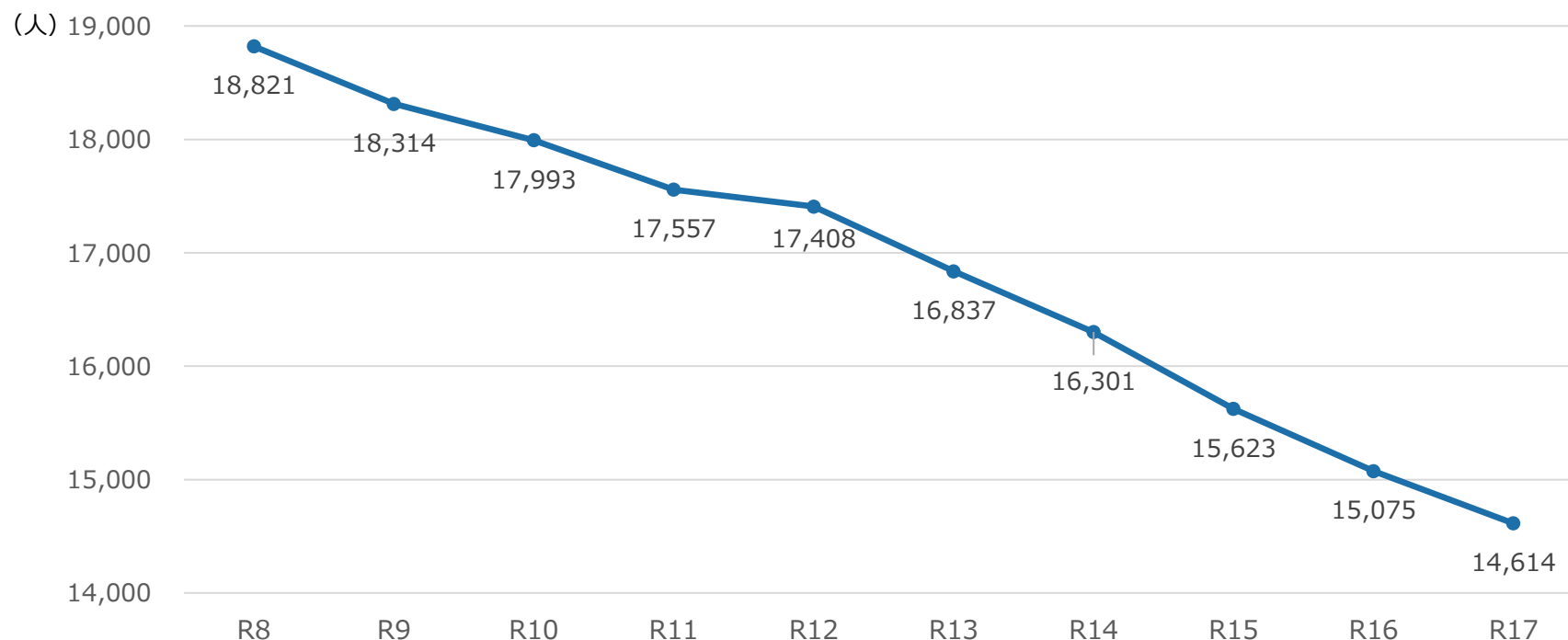
	R8	R9	R10	R11	R12	R13
部活動の拠点校化 （運動部・吹奏楽部等の文化部）	段階的に移行（改革期間中に移行完了）					
休日の部活動を地域クラブ に転換	拠点校の休日の活動を段階的に転換（期間中に転換完了）					
部活動指導員の配置	拠点校の拡充に合わせ教職員顧問の不足を部活動指導員で補完					
標準活動時間の導入	9月～ 試行実施	本格実施				

■ 部活動数、生徒数の推移



生徒数が減少する中でも、運動部は合同部活動を行い、活動を維持する傾向。文化部は元々部員数が少ない場合が多いうえ、専門的な指導者の確保が難しい等により、部活動数は減少傾向。

■ 今後10年間の生徒数の推移（中学校）【試算】

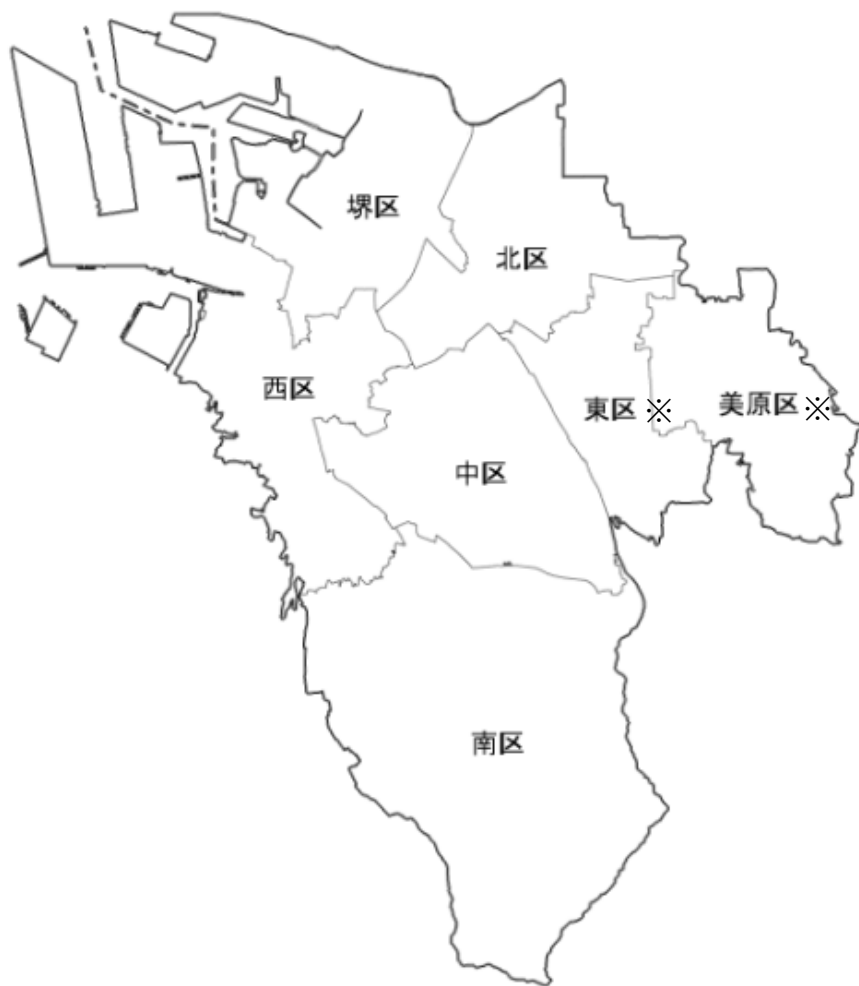


※全市年齢別人口より当該年度中学校年齢に該当する年齢層を合算し、R8生徒数実績もとに単純計算したもの

人口減少は全国的な傾向であり、本市中学校においても生徒数の減少が見込まれ、今後は学校単位での部活動の維持が困難になると予想される。

令和13年度までに各区毎に拠点校部活動を設置

■ 6つのエリアで拠点校部活動を設置



※東区と美原区は合同で設置

■ エリア毎の拠点校設置イメージ

	生徒数	拠点 種目数	部活種目
A校	400人	4種目	バスケットボール・陸上・卓球・剣道
B校	700人	6種目	バスケットボール・陸上・吹奏楽・野球・バレーボール・水泳
C校	400人	4種目	バスケットボール・バレーボール・サッカー・卓球
D校	500人	5種目	バスケットボール・ソフトテニス・卓球・バドミントン・剣道
E校	500人	5種目	野球・バレーボール・水泳・ソフトボール・硬式テニス
F校	400人	4種目	陸上・野球・サッカー・柔道
G校	200人	3種目	バスケットボール・吹奏楽・ソフトテニス

■ 拠点校部活動の実績と目標

	R8実績	R9目標
部活動数	32	60

部活動の地域連携（部活動の拠点校化）

本市では、学校部活動の教育的意義を生かしつつ、こども・保護者・教職員のニーズに応じて、部活動の地域連携・地域展開を進めている。

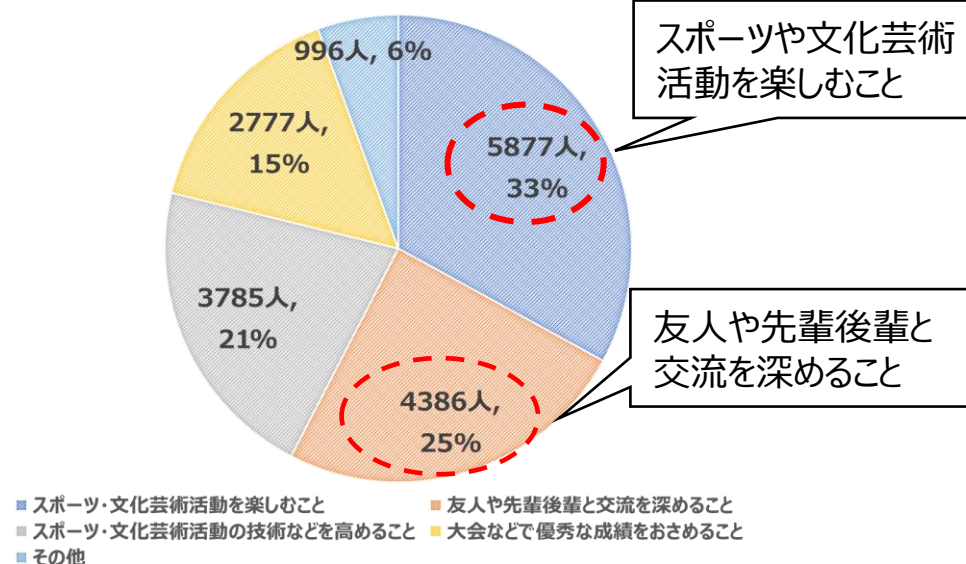
■ 学校部活動に関するアンケート調査結果（R5）

○中学生対象

部活動に入部してよかったことは何ですか。
（自由記述をもとにキーワードを集計）

キーワード	回答数	回答率
先輩	1569名	23.9%
友人・友だち	1309名	19.9%
仲良く	964名	14.7%
楽しい	935名	14.2%
体力	741名	11.3%

いま部活動に取り組むにあたりどのようなことを大切にしていますか。



こどもには、**先輩や友だち**と関わりながら活動したいというニーズがある。部活動は、こどもたちの仲間関係を構築する上で重要な役割を担っており、今後、部活動数の適正化を図る際、これらの視点は重要な判断材料になると考える。

■ 改革実行期間中の部活動運営の適正化と整理

- ① 学校部活動（自校の生徒のみが活動する部活動）
 - ・教員の勤務時間外（平日17時以降又は休日）は原則活動しない
- ② 拠点校部活動（在籍校に希望する部活動がない場合に入部可能）
 - ・教育委員会事務局が伴走支援して各区毎に設置
- ③ 学校部活動の計画的な廃部（例）

年度	1年生	2年生	3年生	部の状態	備考
R8	募集停止	在籍	在籍	存続（2,3年生）	部員数が少ない場合、合同部活動を実施
R9	—	—	在籍	存続（3年生のみ）	部員数が少ない場合、合同部活動を実施
R10	—	—	—	廃部	—

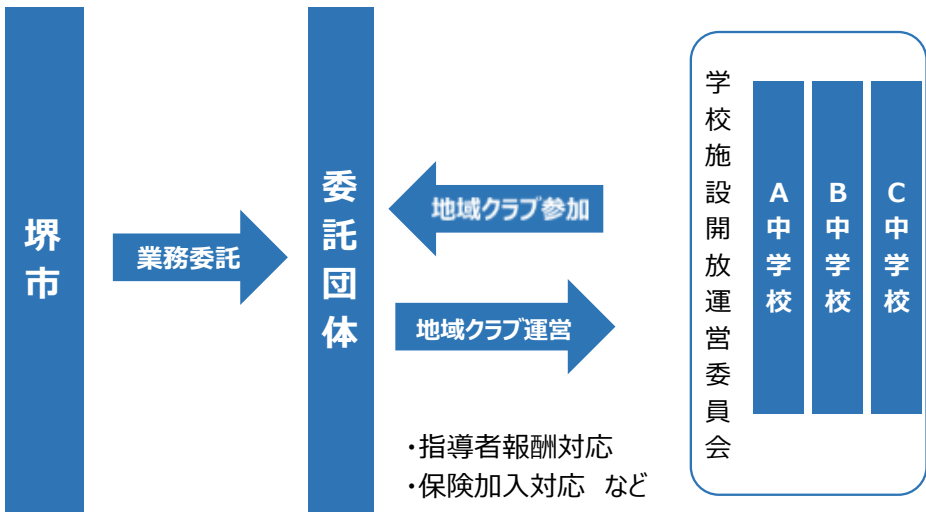
- 拠点校の設置は、**廃部や転部を強制するものではなく**、部活動の教育的意義を重視しつつ、各校の実情に応じて計画的かつ段階的に進める。
- 生徒や保護者の理解、拠点校における指導体制の整備、顧問となる教員の調整などに一定の期間を要することから、**段階的に実施**する。

部活動の地域展開（休日の部活動を地域クラブに転換）

- 休日の学校部活動を地域クラブ活動に転換し、委託団体が地域クラブを運営する。
- 地域クラブを「学校施設開放事業」の利用団体に登録することで、こどもは普段と同じ安全な学校施設を無償で利用でき、平日の部活動と同じ環境で活動が続けられる。

■堺市における地域クラブ運営の仕組み

<モデル事業例>



【基本的な考え方】

- ・こどもの安全・安心を最優先
- ・教育的意義や価値を重視

【指導者の確保】

- ・希望する教員・部活動指導員を兼職・兼業で活用
- ・委託団体による指導者の確保

【検討協議会（R8設置）での今後の検討】

- ・地域展開の受け皿の多様化（認定地域クラブの認定基準の設定）
- ・将来的な受益者負担の検討

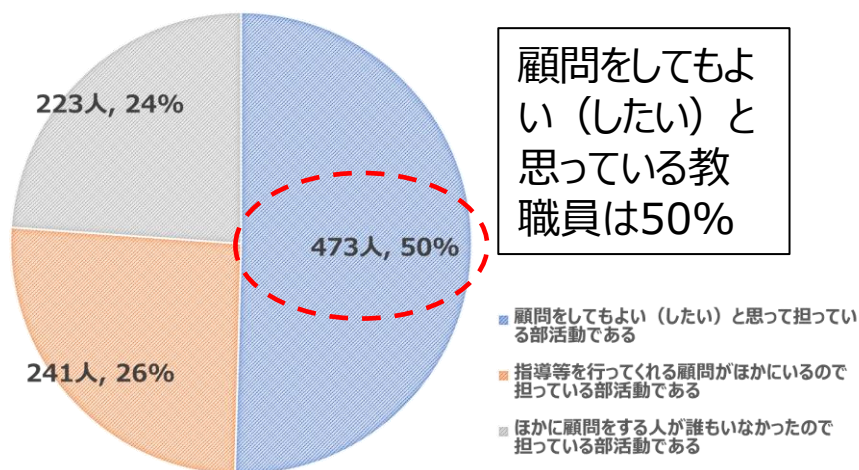
■地域クラブの実績推移と目標

	R5	R6	R7	R8 (実績)	R9 (目標)
地域クラブ数	4	9	16	21	40

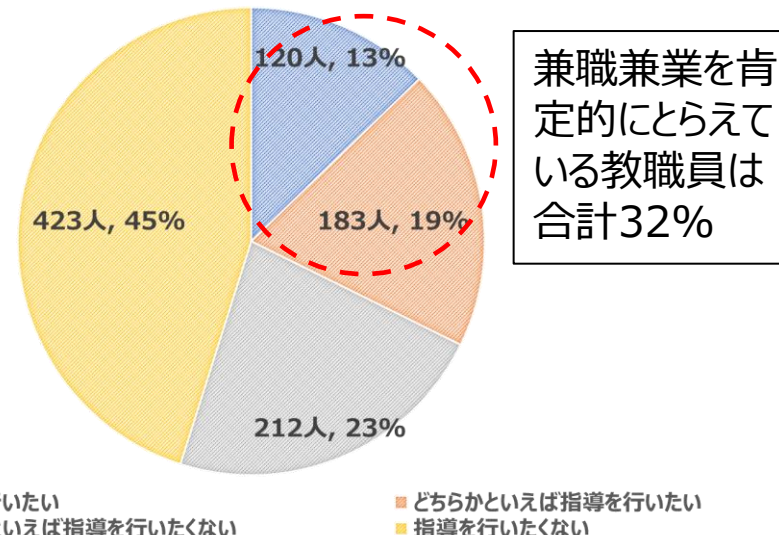
拠点校部活動の拡充に向け、拠点校配置を希望する教員の活用や部活動指導員の配置により顧問体制を構築する。併せて顧問に業務負担が集中しない対応を検討する。

■ 学校部活動に関するアンケート調査結果（R5）

現在顧問をしている部活動を担っていることについてあてはまるもの



兼職兼業の手続きをして「地域クラブ活動」における指導を行うことについて



兼職兼業を肯定的にとらえている教職員は合計32%

拠点校部活動の拡充を進める上での顧問体制

- ・拠点校での指導を**希望する教員**
- ・**部活動指導員**は拠点校に配置
- ・業務負担が集中しない対応の検討

教職員と同様の資質や資格を持つ指導者が地域に必要数以上存在しないことから、指導を希望する**教職員の兼職兼業を認める**ことで、必要な指導者数を確保する。

■ 中学校における部活動顧問の勤務の現状

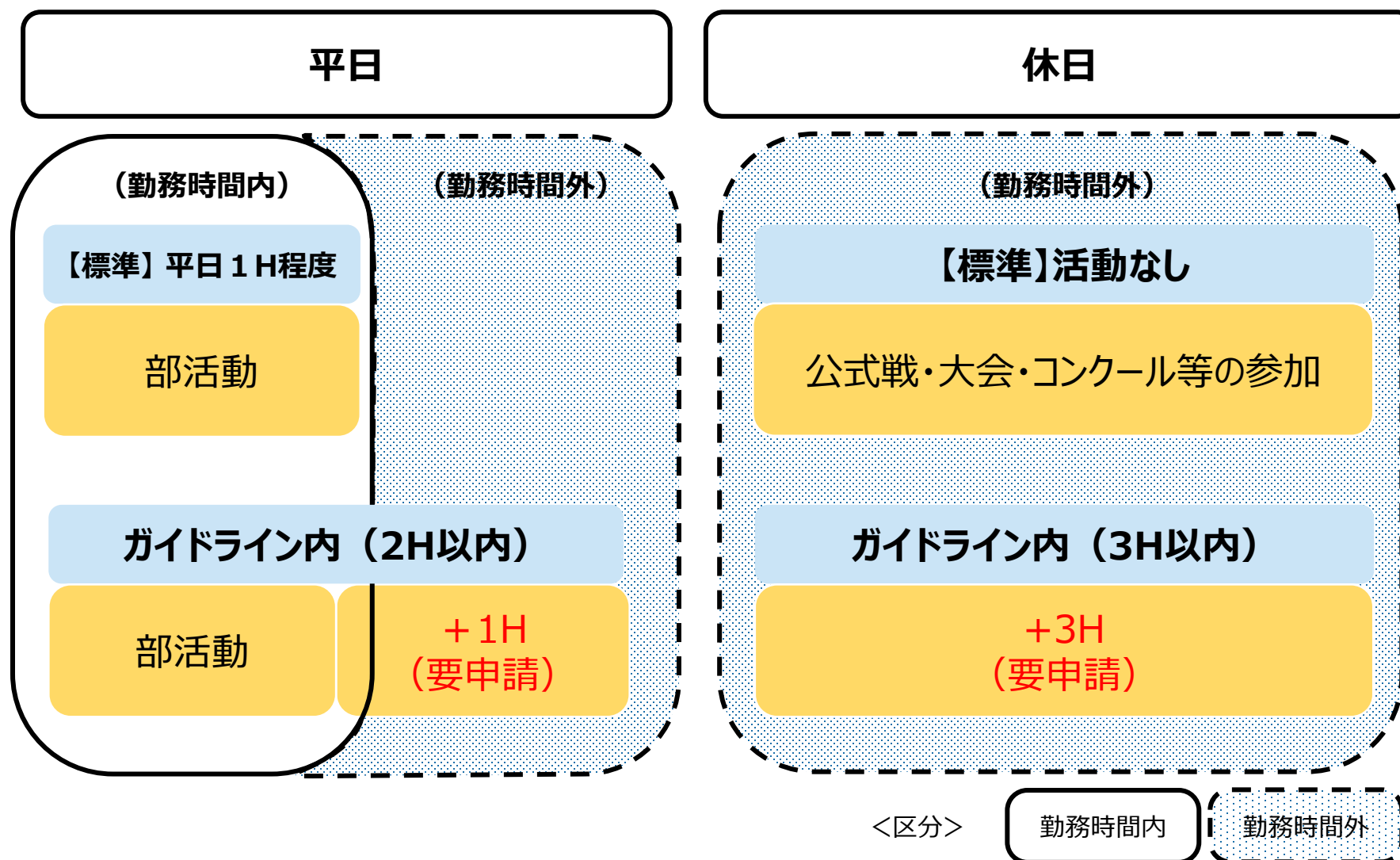
- 現行の部活動顧問制度は実質的に勤務時間外の活動を前提として運用されている。
- 中学校では部活動の終了後、校務分掌等の業務を行うため、在校時間が長くなる傾向にある。

標準活動時間を示すことで、活動時間の適正化を進める。

<勤務時間内の業務等（例）>

	中学校	小学校
8		
9		
10	授業等	授業等
11		
12	給食	給食・清掃
13	昼休み	昼休み
14	授業等	授業等
15		
16	部活動	校務分掌等
17	校務分掌等	
18		

■ 標準活動時間の導入（R8 9月試行実施、R9本格実施）



○プロスポーツ人材の活用

「堺市の資源活用」というキーワードのもと、堺市にゆかりのあるプロスポーツチーム等を中心に連携を強化したイベントを実施した。

〈イベント〉セレッソ大阪による「サッカー指導教室」



セレッソ大阪イベント

○合同トレーニングの実施

アスレティックトレーナー等を活用し、けがの予防や体力づくりを目的として実施した。複数の部活動が合同で行うことで、実施日に必要な顧問の人数を減らすことができ、負担軽減につながっている。

※アスレティックトレーナーとは、スポーツ活動における傷害の予防、応急処置、リハビリテーションおよびコンディショニング管理を専門的に行う職種



合同トレーニング

○公民連携による取組の推進

- ・（株）ヤマハミュージックジャパンの施設及び指導者を活用し、堺高校の軽音楽部を拠点校として位置付け、近隣の中学生を受け入れて合同で活動を行った。
- ・（株）ラウンドワンジャパンの施設および指導者を活用し、小学生・中学生を対象とした合同イベント「スポーツボウリング教室」を実施した。

■ 生徒・保護者への取組の周知

【生徒・保護者向けリーフレットを作成】

- ・堺市ホームページへ掲載
- ・各中学校へ配布
- ・Q&A形式で具体的取組を提示
- ・疑問や不安への対応
- ・学校の実態に応じて段階的に取組を推進
- ・将来的な費用負担のあり方

【こどもの意見を反映させる取組】

- スポーツ・文化芸術活動シンポジウムの実施（令和7年1月実施）
- 拠点校・地域クラブ実施校においてこども・保護者・教職員へのアンケート実施



部活動は、こどもの成長にとって大切な活動です。しかし、生徒数の減少や先生方の負担増により、学校で続けることが難しくなっています。

そこで堺市では、新しい部活動のかたちや認定地域クラブの整備を進め、生徒が安心してスポーツや文化・芸術活動を続けられる環境づくりに取り組んでいます。

Q1 なぜこれまで学校で部活動をしていたの？

部活動は、学校教育の一部として位置づけられています。こどもが自主的に参加し、スポーツや文化・芸術活動などに親しむことで、学ぶ意欲や責任感、仲間とのつながりを育てる大切な活動です。こうした力は、学校教育がめざすこどもの成長にとって必要なものです。

Q2 どうして今、部活動のあり方を考えるの？

下のグラフのとおり、堺市における生徒数の減少は年々進んでいくことが予想されています。また、グラフのとおり、顧問をしている先生方の負担軽減も考える必要があります。そのため、こどもがこれからはスポーツや文化・芸術活動に親しむことができる環境づくりが必要となっています。

【グラフ①少子化による生徒数の減少 ⇒ 学校単位の部活動が持続困難】



※図 ⇒ 指導者確保が困難
部活動にかかわるアンケート（堺市中学校教職員）

い（ふた）と答えている部活動である
これらの顧問がまわっている部活動である
る人が誰もいなかった部活動である

続けることができるよう、次の取り組みを進めています。



平日		休日	
部活動 （例）サッカー 11:00～12:00	部活動 （例）サッカー 13:00～14:00	部活動 （例）サッカー 10:00～11:00	部活動 （例）サッカー 12:00～13:00

に登録し、今後の方向性としては、認定地域クラブ活動

- ・認定地域クラブ活動は、学校の施設を活用しながら、地域と連携して運営する仕組みです。
- ・管理運営は専門の事業者に委託し、生徒や指導者を登録して活動状況をしっかり把握します。
- ・活動場所は原則学校、活動時間もこれまでと同様なので、安心して続けられます。

部活動の地域連携・地域展開はこちらへ

 堺市教育委員会ホームページ

<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/gakko/112.html>

※令和5年4月9日
発行部 市立中学校長会事務局
学校施設課 企画課
〒590-0801 堺市東区大宮1番1号
電話 072-2340-6026

1. 背景と目的

〈国の動向〉

○令和7年12月、文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」により、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、理念、方針、予定が示された。

理念	学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、すべての子どもが希望に応じて継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実すること。また、地域全体で支えることによる新たな価値を創出すること。
方針	休日の学校部活動は原則すべて地域展開をめざす。平日の部活動は地域の実情に応じて、段階的・柔軟に対応する。
予定	令和8年度から6年間で「改革実行期間」。令和10年度に中間評価を実施し、必要に応じて取組再検討。前期:令和8年度～令和10年度、後期:令和11年度～令和13年度。

〈本市の対応〉

○少子化・教職員の働き方改革及び国の動向を背景に、本市における部活動及び地域クラブ活動のあり方を示すために解決すべき課題を「子ども」「学校」「地域」の3つの視点から整理し、解決に向けた具体的取組を構築する。

○具体的取組の構築にあたっては、下記に示す指針等から導き出される部活動及び地域クラブ活動の望ましい姿をもとに検討する。

- 1.第4期未来をつくる堺教育プラン～未来を切り拓く力の育成～
(令和8年2月策定)
- 2.「子どもがスポーツ・文化芸術活動に求めるもの」(別紙)
堺市立中学校スポーツ・文化芸術活動シンポジウムinららぽーと堺
※部活動地域連携・地域展開事業に子どもの意見を反映することを目的としたシンポジウム(令和7年1月実施)
- 3.堺市立学校園ウェルビーイング向上のための取組指針Ⅱ
(令和8年3月策定)

2. 望ましい姿と想定される課題

3つの視点	望ましい姿	想定される課題
子ども	自分が選ぶスポーツ・文化芸術活動を通して成長できることも	○部活動及び地域クラブ活動の充実 ○活動の活性化・安全安心の推進
学校	子どもに向き合う時間を確保できる学校	○働き方改革の推進
地域	堺にゆかりのある専門的な指導ができる人材などがスポーツ・文化芸術活動でこどもとかわる地域	○地域連携・地域展開の推進

3. 取組の基本的な考え方・方向性

- 基本的な考え方
▶それぞれのこどもが「学び・成長」を実感できるスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する
- 取組の方向性
▶平日の部活動はあり方を工夫・改善して継続する。(地域連携)
▶休日の部活動は認定地域クラブ活動に切り替える。(地域展開)

子ども	こどもが安全に、ワクワクしながら、自分に合ったスポーツや文化芸術活動を、平日休日ともに選択して取り組むことができる環境を整備する。
学校	各教職員の専門性を放課後の時間に活用できるように、部活動数を適正化し、部活動時間を整理する。
地域	生徒や保護者が安心して参加を選択できる地域クラブ活動制度を構築し、プロ選手や専門的な指導ができる人材などとのつながりを推進する。

4. 具体的取組の内容

〈「こども」視点〉

- 「ハンドブック-部活動を指導するにあたって-」の改訂（令和8年度～）
 - ▶それぞれのこどもの「学び・成長」をより丁寧にはぐくむスポーツ・文化芸術活動を実現するために、国の通知やガイドライン等を反映させるなど随時見直しを図り、生徒・保護者・指導者などに周知を図る。
- 堺クオリティ研修（指導者人材育成研修）の構築（令和8年度～）
 - ▶スポーツ・文化芸術活動でこどもの自主性・自発性を引き出し、安全・安心な活動を推進できる指導者の資質等の涵養を目的とした研修を構築する。

〈「学校」視点〉

- 標準活動時間の導入（令和8年9月～試行実施、令和9年度～実施）
 - ▶部活動の活動時間を顧問の勤務時間内（平日1H程度）とする。
 - ▶生徒の希望に応じて、学校として校長が承認できる場合は、顧問の申請によりハンドブックで定めた上限（平日2H／休日3H＝国ガイドライン）の範囲での練習を可能とする。
※申請の確認によって休日の活動ニーズの把握を行う。
- 拠点校部活動の拡充（令和8年度～段階的实施）
 - ▶休日活動を行っている部活動を主な対象とし、部員数等に応じて、区ごとを基本に拠点校を設定する。
 - ▶拠点校部活動に必要とされる顧問数のうち、教職員で充足できない人員については、部活動指導員によって補完する。

〈「地域」視点〉

- 学校施設開放事業の活用（令和8年度～段階的实施）
 - ▶申請により休日に活動している部活動（拠点校含む）を段階的に「認定地域クラブ活動」に切り替える。
※新しく活動団体等の受け皿を作ることなく学校施設を利用した活動が可能であり、生徒や保護者の安心につながる。
- 専門的な指導機会の拡充（令和8年度～）
 - ▶プロチーム（バレーボール、サッカー、野球など）との連携のほか、トレーニング指導や吹奏楽・茶道・ボウリング・軽音楽の指導など、専門的な指導ができる人材による指導機会を一層充実させる。

5. 協議会の設置

〈堺市部活動及び地域クラブ活動に関する検討協議会〉

- 堺市立中学校の生徒にとって望ましい部活動及び地域クラブ活動の環境の構築並びに教職員の働き方改革等の実現に向けて、次の事項を検討することを目的に協議会を設置する。（令和10年度に中間評価を実施）
- ▶持続可能な部活動及び地域クラブ活動のあり方（ICTの活用等含む）
 - ▶地域連携及び地域展開の段階的実施に関する課題
 - ▶新たな地域スポーツ・文化芸術活動の創造

6. ロードマップ（3つの視点別の取組）

	「こども」視点	「学校」視点	「地域」視点
令和8年度	・ハンドブック改訂 ・堺クオリティ研修構築	・標準活動時間の試行実施 ・部活動指導員による拠点校部活動指導	・休日部活動を段階的に「認定地域クラブ活動」に切り替え
令和9年度	・堺クオリティ研修実施	・標準活動時間の実施 ・区内拠点校部活動試行実施等	・専門的な指導機会の拡充
令和10年度	協議会において中間評価（必要に応じて取組再検討）		
令和13年度まで	【改革実行期間（後期）】 ・休日活動している部活動についてはすべて「認定地域クラブ活動」に切り替え、市内を複数エリアに分割し、外部で運営（指導者勤怠管理、報酬支払、指導者配置等）を行う。		

〈実施概要〉

放課後に部活動や習い事など、様々な過ごし方をしているこどもの立場から、こども自身が「魅力を感じるスポーツや文化芸術活動について」の意見交流や、いま取り組んでいることで「充実している点やもっとこうしてもらいたい点」などを堺市立中学校の生徒と大学教授で話し合い、部活動地域連携・地域展開事業にこどもの意見を反映することを目的としたシンポジウム。



意見集約

「こどもたちがスポーツ・文化芸術に求めること」

- ・色んな場面でワクワクしたい！（スポーツ・文化芸術活動を楽しむこと）
- ・友だちとおしゃべりをしたい！（みんなで集まって交流すること）
- ・困ったときに大人に助けてほしい！話を聞いてほしい！（適切な指導や援助を受けること）
- ・練習の内容とか役割分担とかを決める時に話を聞いてほしい！（自分たちで活動をつくること）
- ・ケガをしたくない・体調を崩したくない！（安全な環境で活動すること）
- ・充実した施設で活動をしたい！（スポーツ・文化芸術活動をする条件整備を求めること）